

(第2号様式)

川崎市幸区公示第259号—8

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項又は第4項の規定により、川崎市屋外広告物条例(昭和46年川崎市条例第77号。以下「条例」という。)の規定に違反した広告物又は広告物を掲出する物件について除却を行い、同法第8条第1項の規定により、これを保管したので、同法第8条第2項、同条例第14条及び第15条の規定に基づき、これを公示します。

令和7年9月9日

川崎市長



1 条例第14条に定める公示事項は、次に掲げるものとします。

- (1)名称又は種類及び数量
- (2)放置されていた場所及び除却した日時
- (3)保管を始めた日時及び保管の場所
- (4)前3号に掲げるもののほか、返還するため必要と認められる事項

上記各号の内容については、幸区役所道路公園センターに備え付けてある保管物件一覧簿のとおりとします。

2 保管期間

当該公示をした日から起算して2日

3 引取りの方法

(1) 引取場所

幸区役所道路公園センター

(2) 引取日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

(3) 持参するもの

物件の所有者等と証明できるもの

氏名及び住所を証明するもの

印鑑

4 その他

保管期間満了後は、本市にて処分します。

(様式2)

| 保 管 物 件 一 覧 簿 |               |    |                             |          |          |              |     |
|---------------|---------------|----|-----------------------------|----------|----------|--------------|-----|
| 整理<br>番号      | 保管した広告物又は掲出物件 |    | 保管した広告物又は掲出物件<br>が放置されていた場所 | 除却した日時   | 保管を始めた日時 | 保管の場所        | 備 考 |
|               | 名称又は種類        | 数量 |                             |          |          |              |     |
| 1             | 不動産 はり札       | 1  | 幸区東古市場                      | 令和7年9月9日 | 令和7年9月9日 | 幸区役所道路公園センター |     |
| 2             | 不動産 はり札       | 1  | 幸区鹿島田1-21-1                 | 令和7年9月9日 | 令和7年9月9日 | 幸区役所道路公園センター |     |
| 3             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 4             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 5             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 6             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 7             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 8             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 9             |               |    |                             |          |          |              |     |
| 10            |               |    |                             |          |          |              |     |